

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成26年3月31日京都市条例第187号）
（行財政局税務部税制課）

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 法人の市民税

外国公益法人等が平成25年11月30日までに開始する事業年度分の法人の市民税に係る当該外国公益法人等を公益法人等とみなす措置について、適用期限の到来をもって廃止することとします。（附則第23条関係）

2 軽自動車税

被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市長が認める軽自動車等を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された軽自動車等について、それぞれ次に定める年度分の軽自動車税を免除する特例措置を講じることとします。（附則第26条関係）

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間 平成26年度分

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間 平成26年度分及び平成27年度分

(3) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間 平成27年度分及び平成28年度分

3 その他

(1) その他必要な規定の整備を行うこととします。

(2) 上記の改正は、平成26年4月1日から施行することとします。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川大作

京都市条例第117号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第68条第3項本文中「非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」を「地方独立行政法人」に改める。

附則第23条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項中「附則第41条第11項各号又は第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第26条中「附則第57条第5項」を「附則第57条第1項各号に掲げる期間中に取得された同条第5項」に、「平成24年度分及び平成25年度分」を「当該各号に掲げる年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(法人の市民税に関する規定の適用区分)

第2条 この条例による改正前の京都市市税条例附則第23条第3項の規定は、平成25年11月30日までに開始した事業年度分の法人の市民税については、なおその効力を有する。

(軽自動車税に関する規定の適用区分)

第3条 この条例による改正後の京都市市税条例第68条第3項及び附則第26条の規定は、平成26年度分の軽自動車税から適用し、平成25年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

第4条 京都市市税条例の一部を改正する条例(平成25年6月17日京都市条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第23条の改正規定を次のように改める。

附則第23条第5項中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」

に改める。

(行財政局税務部税制課)